



安平町特別支援教育就学奨励費 事務処理運用基準

安平町教育委員会
平成18年4月

1 趣 旨

この運用基準は、特別支援学級への就学の特殊事情に鑑み、児童及び生徒の保護者等の経済的負担を軽減するための就学奨励費支給の事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

2 対象者

特別支援教育就学奨励費の対象となるものは、安平町立小学校及び中学校に設置する特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者であること。

3 需要額の測定方法及び収入額の算定方法

(1) 需要額の測定方法

需要額は、前年12月末日現在（第3学期に中途入学した者は、前々年の12月末日現在）の同一生計世帯の世帯構成（住所、年齢等）に基づいて前年12月末日現在に適用されている保護基準に示す基準額を用いて測定する。なお、この基準額は毎年度あらかじめ、国が示す早見表によるものとする。

(算定方式)

生活扶助基準（第1類）＋生活扶助基準（第2類）＋冬季加算額（生活扶助基準（第2類）の冬季加算額の5/12とし、円未満四捨五入）＋期末一時扶助（基準×1/12とし、円未満四捨五入）＋教育扶助（基準額＋前年度の国の予算単価年額給食費×1/12とし、円未満四捨五入）＋住宅扶助＝需要額

(2) 収入額の算定方法

収入額は、同一生計世帯ごとに、次の算式により算定する。

(算定方式)

$$\text{収入額} = \frac{(A) - (B)}{12} - (C)$$

(A)＝給与、営業、その他事業所得額（以下「給与等所得額」という）は、当該年度に納付すべき都道府県民税及び市町村民税の課税の基礎となった前年1月から12月までの同一生計世帯の世帯員全員の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額（所得控除を行なう前の額）の合計額。

(B)＝(A)の都道府県民税及び市町村民税の課税にあたって、所得控除された社会保険料、生命保険料及び損害保険料の合計額。

- (C) = 同一生計世帯で2人の児童等が特殊学級に就学している場合、その就学者の数から1を減じた数に「生活保護法による保護の基準」に示す「障害者加算」の加算額を乗じて得た額。

4 認定事務要領

(1) 特別支援教育就学奨励費支給希望者の把握

委員会は特別支援教育就学奨励費制度の周知を図り、対象者から「収入額・需要額調書」(様式第1号以下「調書」という)を提出させること。

(2) 収入額・需要額調書の提出

調書は各学校を通じて委員会に提出するものとする。

ただし、世帯の収入額が「盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律施行令」第2条第3号(収入額が需要額の2.5倍以上の場合)に該当すると自ら認め、負担金等の全部又は一部の給付を辞退する児童等の保護者等は提出を要しない。

調書は世帯単位とするので、同じ学校に兄弟姉妹が特殊学級に在籍している場合は1枚にまとめて記入すること。

学校長は提出のあった調書について、押印し、添付書類(所得算定に必要な証明書)を確認のうえ、教育委員会へ提出すること。

(3) 年度途中における調書

他市町村からの転入学等により、特別支援学級に就学することとなった者がある場合、そのつど保護者に調書を交付し、前項の申請手続きに準じて処理すること。

(4) 認定審査及び認定日

特別支援教育就学奨励費児童・生徒の支給区分の認定にあたっては、学校長から提出のあった調書に基づき、委員会が支給区分を審査する。

認定日は、特別支援学級在籍月日とする。

(5) 特別支援教育就学奨励費児童・生徒の支給台帳の作成

特別支援教育就学奨励費児童・生徒として認定された児童・生徒については、すみやかに「個人別支給台帳」(様式第2号)を作成すること。

(6) 特別支援教育就学奨励費児童・生徒の認定通知

保護者に対しては、「特別支援教育就学奨励費認定通知書」(様式第3号)により通知する。

(7) 年度途中における認定取り消しの場合の取り扱いについて

学用品費等：原則として1日でも認定され在籍していた場合は、1カ月分支給する。

学校給食費：基準日現在の在籍で判定することを原則とする。

※ ただし、年度途中に準要保護児童・生徒認定者が生活保護の認定となった場合は、その月より生活保護の教育扶助費が支給されることから、特別支援教育就学奨励費は支給しない。

5 特別支援教育就学奨励費支給事務

特別支援教育就学奨励費の対象となる経費については、「安平町就学援助事務処理運用基準」を準要するものとし、収入額が需要額の2.5倍未満の場合は、以下の各経費の半額を、収入額が需要額の2.5倍以上の場合は、(8)の職場実習交通費、及び交流学習費の全額のみを支給する。

なお、支給時期については、就学援助費の3月までに支給する。

(1) 学用品・通学用品費

(2) 新入学児童・生徒学用品費等

(3) 修学旅行費

(4) 校外活動費（宿泊を伴わないもの、宿泊を伴うもの）

(5) 体育実技用具費

(6) 学校病医療費及び通院費

(7) 学校給食費

(8) 通学費、職場実習交通費、及び交流学習費

ただし、本町では遠距離通学児童生徒に対して、スクールバスの運行等で対応しているため、通学費については該当しない。

(9) 卒業アルバム代等

6 委 任

この規定に定めるもののほか、特別支援教育就学奨励費支給に関し必要な事項は委員会が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この規定は、平成18年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規定は、令和2年4月1日から施行する。